

建築士事務所登録手数料改定に伴う登録申請について

神奈川県より周知のとおり、令和7年7月1日(火)より建築士事務所登録手数料が改定されます。

それに伴い、改定前／改定後の登録手数料の対象を下記のとおりとさせていただきますので、ご確認のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【改定前の登録手数料の対象となるもの】一級建築士事務所 16,000 円／二級・木造建築士事務所 11,000 円

申請方法	対象となる要件
窓口	令和7年6月30日(月)までに申請窓口へ提出されたもの
郵送	令和7年6月30日(月)までの消印があるもの
オンライン	令和7年6月30日(月)までに「建築士事務所登録受付システム」上で「登録申請」が実行されたもの

【改定後の登録手数料の対象となるもの】一級建築士事務所 22,000 円／二級・木造建築士事務所 20,000 円

申請方法	対象となる要件
窓口	令和7年7月1日(火)以降に申請窓口へ提出されたもの
郵送	令和7年7月1日(火)以降の消印があるもの
オンライン	令和7年7月1日(火)以降に「建築士事務所登録受付システム」上で「登録申請」が実行されたもの

<留意事項>

※なお、6月30日の受付時間終了後(17:00 以降)に到達した書類等は翌営業日以降に審査を開始いたします。

※「更新登録申請」については、現在の登録期間満了日の3か月～30日前までが申請期間となります。それ以外は期間外申請となり、受理できない可能性があります。

※「改定前」の対象期間に「改定後」の登録手数料で申請された場合には、差額を振込にて返金させていただきます。(振込手数料は差し引かせていただきます。)

※「改定後」の対象期間に「改定前」の登録手数料で申請された場合には、差額の振込をご案内させていただきます。(振込手数料はご負担ください。また、差額の振込が確認できるまで手続が保留となる可能性があります。)

問合せ先

神奈川県指定事務所登録機関

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課

電話 045-228-0755